

第4回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成29年9月1日(金) 14:00~16:00

場所 市役所本庁舎 4階第4会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告 事 項

- ① 平成28年度鳥取市市民まちづくり提案事業の実績について

【資料5-1】【資料5-2】

4 議 事

(1) 協議事項

- ① 鳥取市の現状と課題について

・鳥取市のまちづくり協議会・地区公民館・自治会の現状と課題について

【資料1】【資料2】

・協働のまちづくり推進本部第1回本部会議の内容について

【資料2】【資料3】

・市民自治推進委員会検討の流れについて【資料4】

- ② 安心して楽しく暮らせる地域の拠点って何？

5 その他

6 閉 会

第4回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H29.9.1（金）】

資料番号	資料のタイトル
資料 1	協働のまちづくり（取り組みの経過）
資料 2	今後の取り組みについて ※平成 29 年度協働のまちづくり推進本部第 1 回本部会議(8/7)資料より
資料 3	「協働のまちづくりガイドライン」、「地区公民館の活用の基本方針」検討の進め方イメージ（案） ※平成 29 年度協働のまちづくり推進本部第 1 回本部会議(8/7)資料より
資料 4	市民自治推進委員会 検討の流れ
資料 5-1	平成 28 年度鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門（行政提案型事業）】実績一覧
資料 5-2	平成 28 年度鳥取市市民まちづくり提案事業【市民活動促進部門】実績一覧

協働のまちづくり (取り組みの経過)



鳥取市 企画推進部 地域振興局 協働推進課

取り組みの背景

少子高齢化、社会の複雑化・高度化
「もの」の豊かさから「心」の豊かさへ

多様化・高度化する住民ニーズへの対応

行政対応の限界

個人対応の限界

まちづくりへの
住民意識の高まり

多様な担い手
による協働が
必要

地方分権への流れ

協働によるまちづくりの推進

「鳥取市自治基本条例」

－平成20年10月1日から施行－

まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例



「市民が主役の協働のまちづくり」が一層推進

■コミュニティ第13条

地区公民館をコミュニティの活動拠点として位置づけ、コミュニティの充実、強化に努めます。

〔平成20年度 協働のまちづくり元年〕

多様な地域社会の課題

地方分権
自治体の自立

少子高齢化、過疎化の進行

地域の自立
地域の特色

防災・防犯、環境問題等

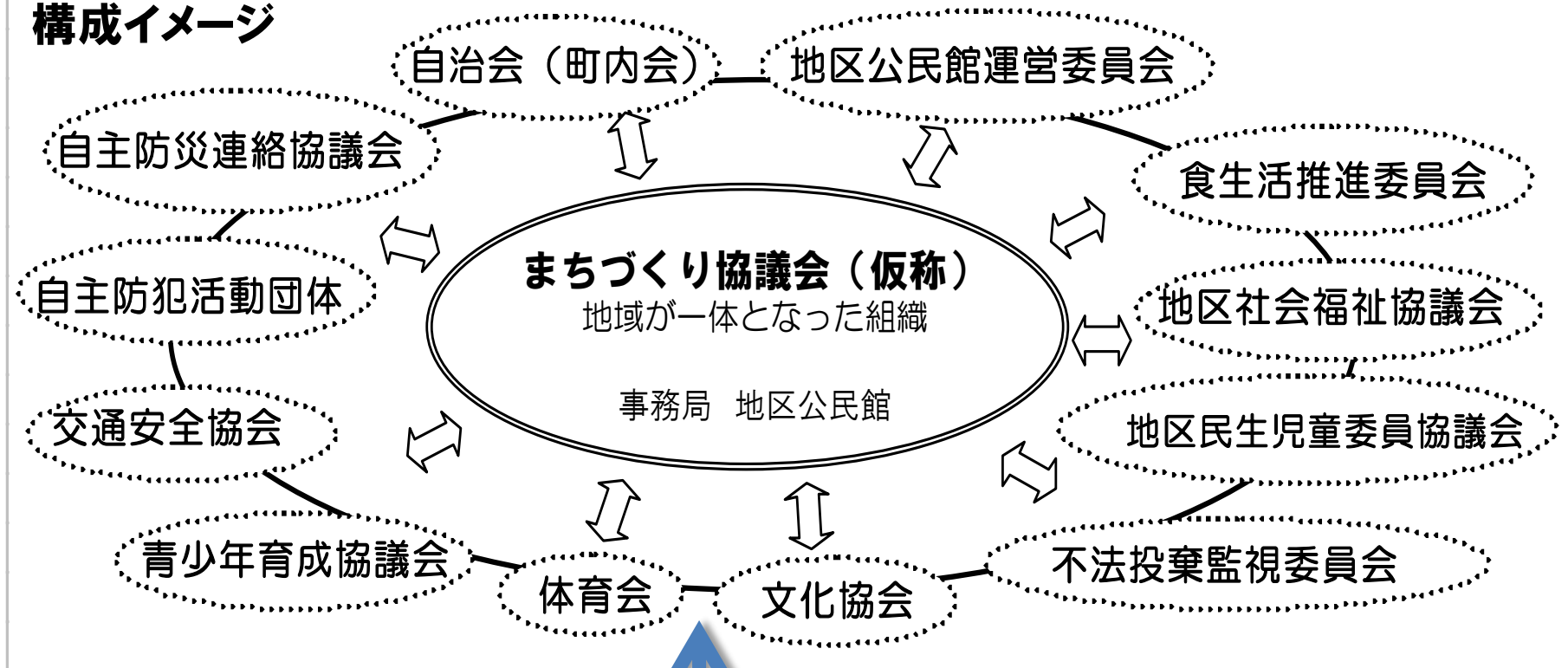


協働によるまちづくり

- 1 協働とは、同じ目的を達成するために「いっしょにやりましょう」ということです。
- 2 市民、自治会、女性団体、行政等が、地域の身近な課題解決に向けて、互いに協力・活動することで、地域力が再生されます。

まちづくり協議会の設立

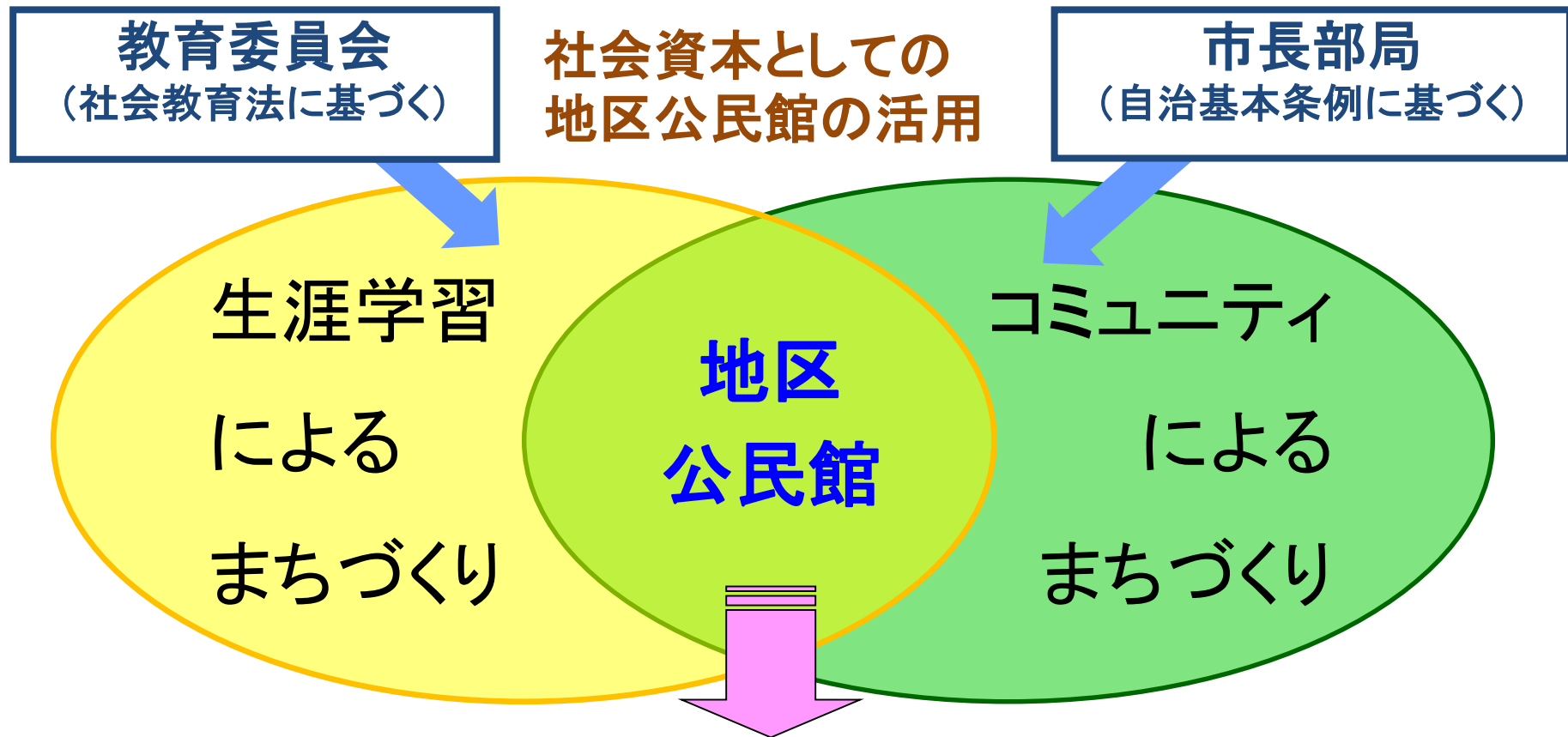
構成イメージ



協働によるまちづくり

市等(行政)

まちづくり協議会の活動拠点として 地区公民館を活用



地域自らが特色を持った地域づくりを行い、
地域コミュニティの再生を図る

まちづくり協議会の主な取組

- (1) 地域の現状や課題の話し合い
- (2) 将来の地域づくりや課題解決に向けた取組の検討
- (3) 地域の身近な課題解決に向けた事業の実施
- (4) 事業の評価と次年度の取組への反映

●「まちづくり協議会」の設置状況

1 「まちづくり協議会」の設立状況

- ・61地区全地区で設立済

2 地域コミュニティ計画作成状況

- ・61地区中60地区（平成29年4月1日現在）

まちづくり協議会への支援(財政支援・人的支援)

1 地域コミュニティ育成支援事業

- ・まちづくり協議会運営助成事業(限度額5万円)
- ・地域コミュニティ計画作成支援事業(限度額10万円)
- ・協働のまちづくり助成事業(限度額40万円)
- ・協働のまちづくり特別支援事業(限度額80万円、選択性)
- ・協働による芝生化推進事業(限度額40万円)

2 コミュニティ支援チーム(市職員)

- ・編成状況:平成29年度 61チーム118名
- ・従事内容:「地域コミュニティ計画」に基づく事業にあたり必要な情報提供など

3 まちづくり協議会事務局(地区公民館)

- ・標準的な職員体制(館長含め3名)に加えて、嘱託職員1名配置(パート選択性)

鳥取市自治会(町内会)について

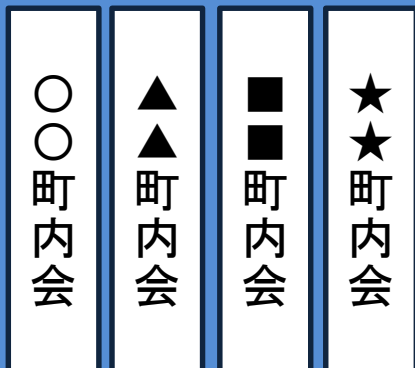
地区自治会は大きく二つに分かれています。

新市域には公民館ごとの地区自治会がない地域もあります。

パターンB

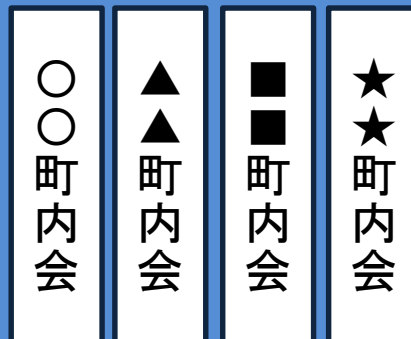
パターンA

各町内会の会長のみ
で組織されたいわゆる
「区長会」



各町内会の会長のみで組織した区長
会に各種団体も参加

各町内会の会長のみ
で組織されたいわゆる
「区長会」



+

老人クラブ

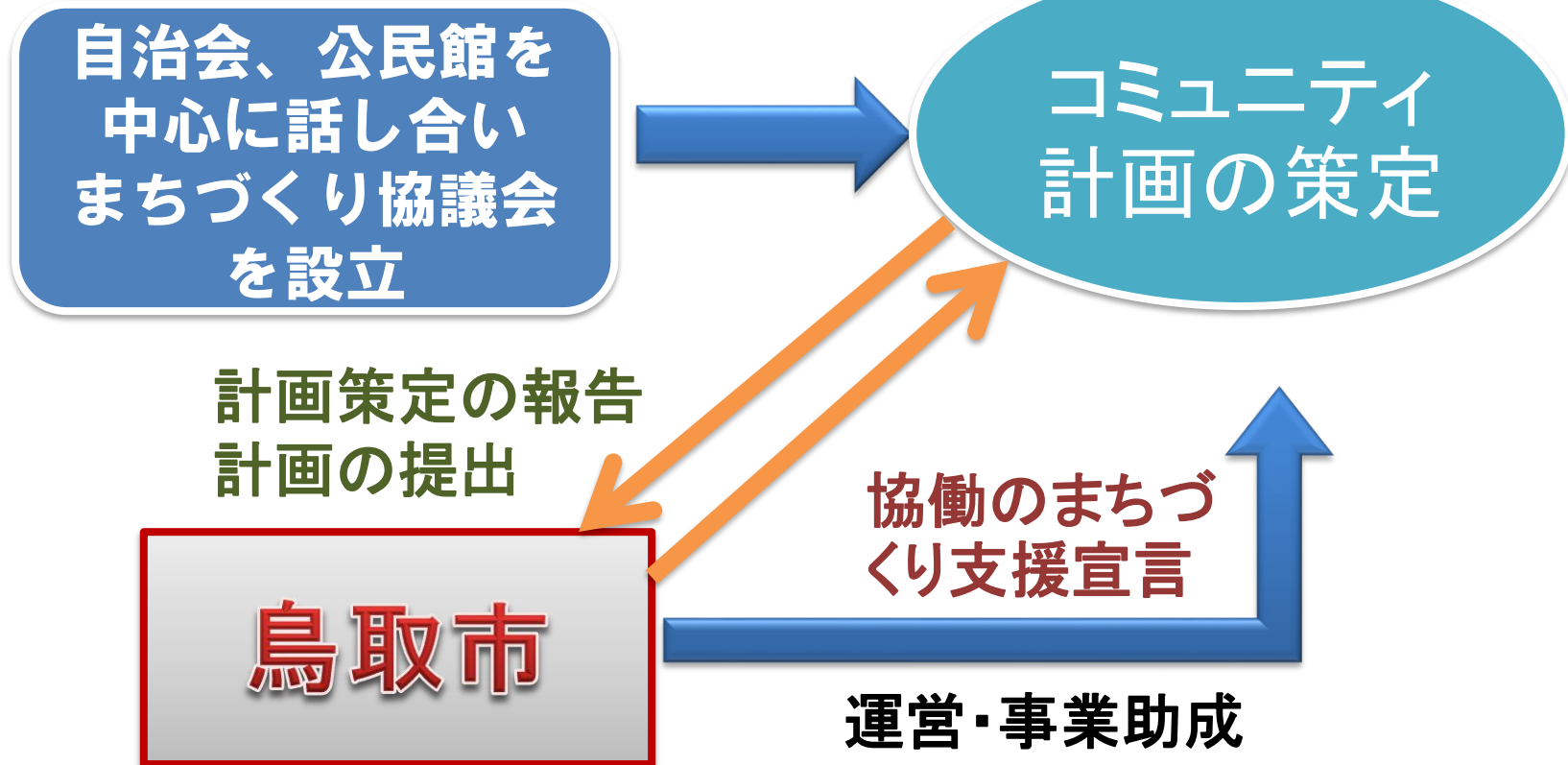
社会福祉協議会

スポーツ団体

パターンBについては、地区自治会とまちづくり協議会、同じような組織が同時に存在しています。

まちづくり協議会、自治会等の位置づけ

まちづくり協議会の位置づけ



- ◆ 鳥取市では、区長会、自治会、まちづくり協議会の位置づけがあいまいであり、明確な位置づけがなされていない状況にあります。

公民館とは

【鳥取市公民館条例】

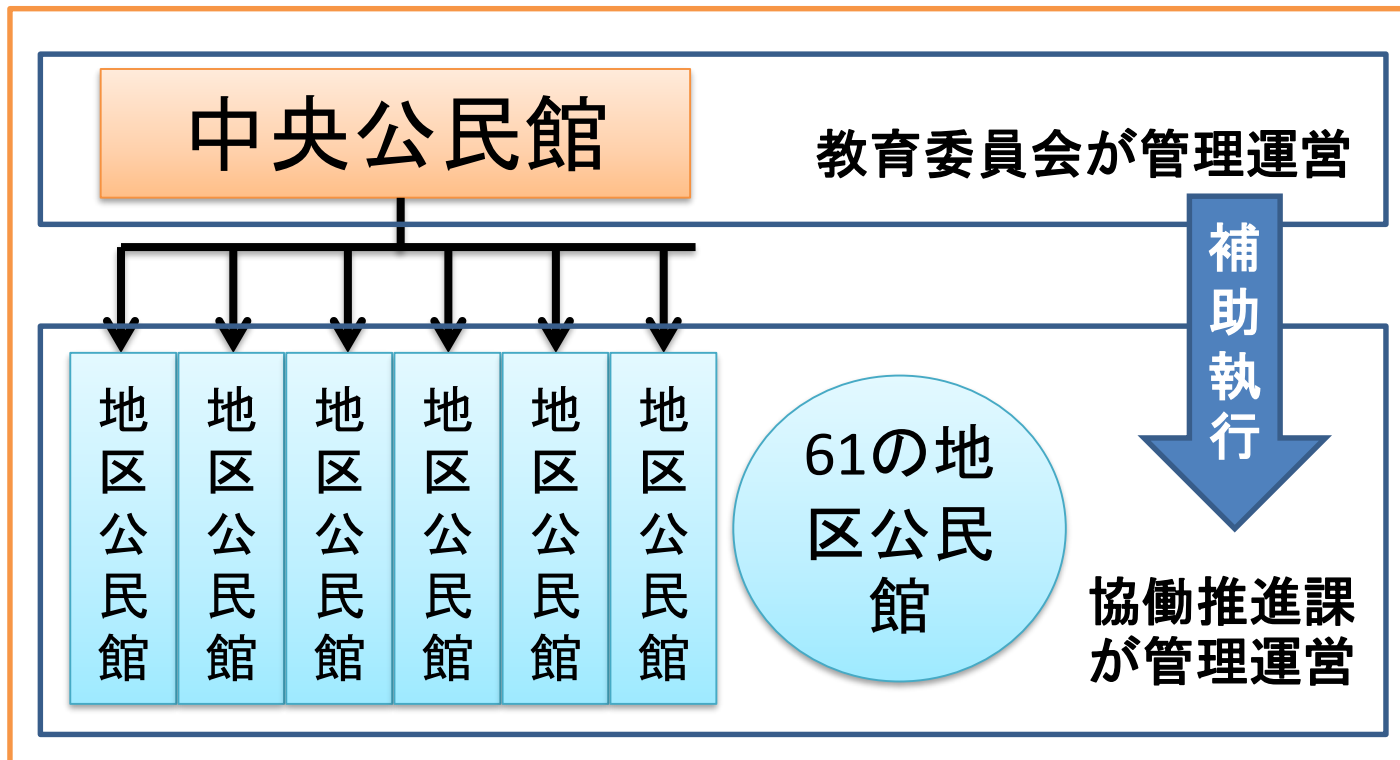
社会教育法に基づく
社会教育施設

公民館設置の目的

鳥取市における社会教育を振興し、住民の福祉を図る

公民館の設置

社会教育法第21条第1項の規定に基づき、鳥取市に鳥取市立中央公民館及び鳥取市立地区公民館を設置



教育委員会
所管施設

公民館は教育委員会所管施設ですが、鳥取市では市長部局である協働推進課が管理運営を行っています

地区公民館業務

・ 現在地区公民館が行っている業務

業務
教育委員会

- 生涯学習委託事業(生涯学習スポーツ課が市公連を經由し委託)
1子供と大人のふれあい事業 2特色ある公民館活動事業 3地域の仲間づくり事業 4人権啓発促進事業(1館予算339,000円)
- 地区公民館施設の日々の管理
- 地域住民への施設貸出

局 市長部
業務

- まちづくり協議会の事務局

公民館の職務

地域との関係性において行っている業務

- まちづくり協議会事業の計画運営 ●地区自治会の事務局
- 社会福祉協議会の事務局 ●スポーツ振興会 ●安全委員会
- 人権・女性教室 ●地区交通安全協会 ●地区交通安全対策協議会
- 地区同和教育推進協議会 ●地区自主防災連絡協議会
- 防犯協議会●青少年育成協議会 ●地区老人クラブ
- 子ども会育成会 ●慰霊祭●敬老会など

取り組みから10年

社会教育行政の方向性

- ・地域との連携、協働の推進
(文科省)

鳥取市の財政見通し

- ・地方交付税の減少
- ・社会保障費の増加

ますます大切に、
必要に

急速な社会情勢
の変化

人口減少、少子高齢化

- ・単身、高齢者世帯の増加
(人口の推移)

平成17年:201,740人

平成22年:197,449人

平成52年:166,000人(目標)

地域コミュニティの弱まり

- ・リーダー、担い手の不足
- ・町内会加入率の低下
(町内会加入率の推移)

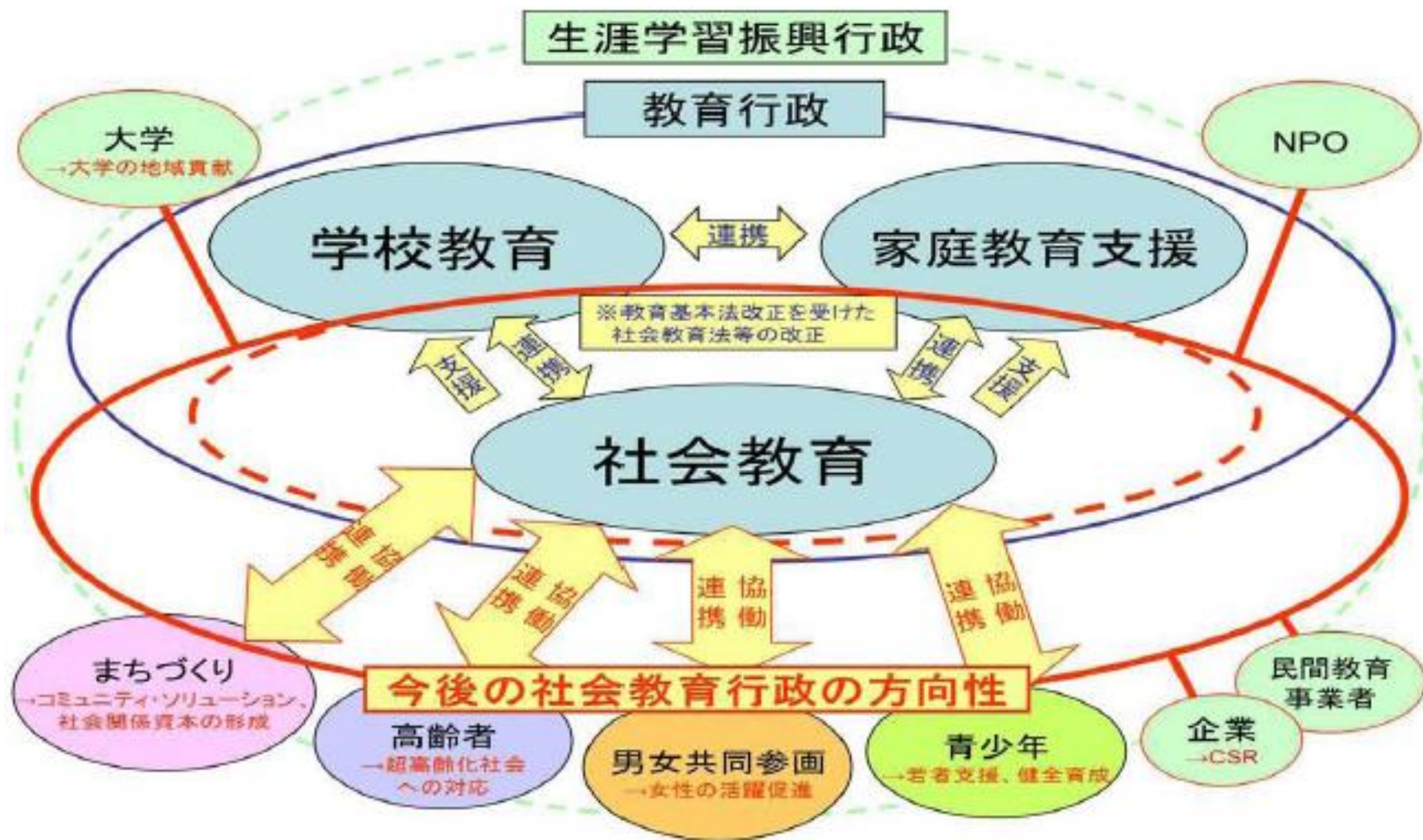
平成20年:72.4%

平成29年:65.3%

地域コミュニティが、地域の課題や特性に応じ、
活動資金の確保や拠点施設の運営に一定の裁量
を持ち、主体的な取り組みを展開すること

【参考資料】 文部科学省の進める公民館行政

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理の概要より



【参考資料】

社会教育法抜粋

第五章 公民館

(目的)

第二〇条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

【参考資料】

地区公民館の活用策と今後のあり方について【中間まとめ】 平成19年12月

抜粋

2 目的

地域住民の最も身近な公共施設である「地区公民館」を生涯学習の拠点施設並びに地域コミュニティの拠点施設として活用し、地域コミュニティの活性化に向けた本市の支援施策やサポート体制の充実・強化を図り、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」を実現しようとするものです。

3 基本的な考え方

(1) 地区公民館で行われる生涯学習活動の推進

公民館では、鳥取市第2次生涯学習推進構想・計画に基づいて、各種事業やサークル・グループ活動を積極的に行っています。今後も生涯学習の機会や情報提供の充実、学習成果を発揮できる機会を設けることで、地域住民が「いつでも どこでも だれでも 何でも」学習できる地区公民館とします。

(2) コミュニティ活動を行うための運営体制の充実・強化

本市は、第8次鳥取市総合計画に『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館等の整備を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制を充実・強化することとしています。

(2) 地区公民館の機能

①生涯学習活動を活発化するための施設

- ア. 地域住民の生涯学習の機会を充実させるために、学習が取り組めるような環境を整備します。生涯学習事業は、地域の特性を活かした事業内容となるよう、弾力的に実施します。
- イ. 地域住民の自発的な学習意欲を促すため、地区公民館が実施する生涯学習事業の情報を提供します。
- ウ. 地域住民が生涯学習で学んだ知識、技術、能力を地域に伝えるような機会を充実します。

【標準的な生涯学習機能の例】

(ア) 生涯学習機会の充実
○市の生涯学習委託事業 <ul style="list-style-type: none">・特色ある公民館活動事業・子どもと大人のふれあい事業・人権啓発推進事業
○各地区公民館の主催事業 <ul style="list-style-type: none">・地域の特性を活かした生涯学習事業の展開・地域の教育・保育関係機関との連携・社会教育関係団体の育成・支援
(イ) 生涯学習事業の情報提供
○公民館だよりによる生涯学習事業の情報提供 ○地区公民館ホームページによる講座の紹介
(ウ) 生涯学習成果を活かす機会の充実
○生涯学習で学んだ知識、技術、能力を地域住民に伝える機会の充実 ○「とっとりし生涯学習ネット」による、人材活用事業（指導者）のPRと活用
(エ) 生涯学習拠点施設の整備・充実
○生涯学習拠点施設として、計画的な整備

②コミュニティ活動を活発化するための施設

- ア. 地区公民館を「コミュニティ活動の拠点」とします。
- イ. 地区公民館を所管する担当部局を、市長部局に設置します。
- ウ. コミュニティ活動の拠点施設としての理解・認識を図るため、利用者等への説明会や公民館職員の研修を実施します。
- エ. 地域の実態に合わせ、地区公民館で活動している各種団体が利用しやすい運営体制とします。

【標準的なコミュニティ機能の例】

(ア) コミュニティ活動の場の提供（地域活動の拠点施設）

<すべての市民が幅広い分野で利用できる活動拠点>

- ・すべての市民、団体の活動の場として開放（宗教・政治活動、公序良俗に反する活動、営利活動を除く）
- ・年間を通じ8：30～22：00まで利用可能（年末年始を除く）
- ・職員は、原則8：30～17：30の勤務（土日祝日、夜間なども弾力的に対応）
- ・職員不在時の利用については、予約により対応（利用者への鍵の貸し出し）
- ・施設の利用実態や、まちづくりに深く関わる活動団体への配慮など、地域の実状に応じた予約方法の検討（利用調整会議、優先的予約）
- ・地域コミュニティの拠点施設として、計画的な施設整備

<防災・防犯の活動拠点>

- ・防災・防犯活動の活動拠点
- ・避難所として、初動対応への協力
- ・緊急情報受信システムの計画的な整備
- ・災害時要援護者支援制度への協力（相談・登録の取り次ぎ、普及啓発）
- ・地区自主防災連絡協議会の組織化支援と自主防犯活動団体の育成支援

<健康・福祉の活動拠点>

- ・食生活改善推進員や健康づくり推進員などの、健康づくり活動の場
- ・地区社会福祉協議会や地区民生児童委員協議会など、地域福祉の活動拠点
- ・福祉活動コーディネーターの計画的な配置
(合併地域は地域の実状に応じて地区公民館又は総合福祉センター)

(イ) 交流サロンの提供 (幅広い世代が気軽に集う場)

- ・住民に開放された交流スペースの確保
- ・地域の世代間交流、情報交換、活動発表等の場の提供
- ・親子の交流事業や、生きがい交流サロンなどの事業の展開

(ウ) 地域の各種団体等の活動支援 (「まちづくり協議会 (仮称)」と各種団体の支援)

<「まちづくり協議会 (仮称)」の組織化支援>

- ・「まちづくり協議会 (仮称)」の組織化に向けた団体間との連絡調整
- ・「まちづくり協議会 (仮称)」の事務局として設置し、「地域コミュニティ計画」の作成や、地域の特性を生かした事業などを支援

<各種団体等の活動支援>

- ・各種団体の自主活動の側面的支援 (連絡調整や備品の管理など)
- ・自治会など各種団体への加入促進 (公民館だよりの配布など)
- ・「団体用情報ボックス」、「情報交流掲示板」の設置と活用
- ・コピー機や印刷機の活用 ↓ (次ページへ続く。)

(エ) 行政情報の発信（身近な行政・地域情報発信拠点）

<行政情報コーナーの設置>

- ・行政情報コーナーの設置（市報、ハローワーク求人情報、行政相談開催情報、防災・防犯情報、図書館情報、鳥取市ボランティア・市民活動センター情報、観光情報、各種イベント情報、市民体育祭・文化祭情報などの提供、補助事業等各種関係書類の交付）

<情報通信機器の利活用>

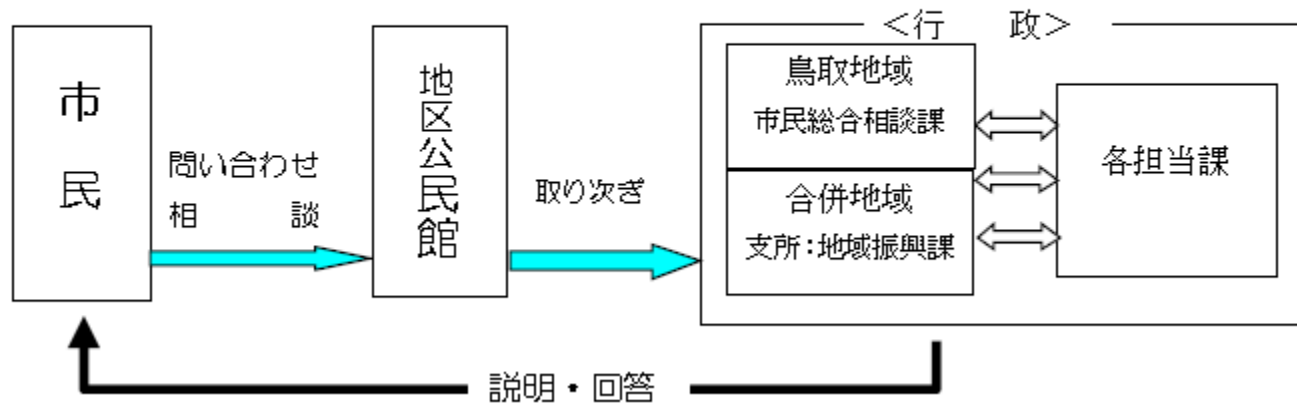
- ・ホームページの全館開設（地域情報や活動状況の発信）
- ・各館に設置したパソコンによる、最新の各種情報の提供（鳥取市ホームページなど）

<ボランティア、人材活用事業の情報提供>

- ・鳥取市ボランティア・市民活動センターが行っている、市民ボランティア登録のPRと活用

(オ) 行政相談の場の提供（身近な相談窓口）

- ・市職員や雇用アドバイザーによる各種行政相談の場の提供（困りごとなどの一般相談、U J I ターン相談、雇用相談、健康相談など）
- ・行政に関する問い合わせ・相談の取り次ぎ（市民総合相談課（合併地域は総合支所））



(2) 職員体制

- ①平日の夜間、土日、祝祭日の施設利用に対応できるよう、職員の勤務ローテーション、職員体制の見直しを行います。また、地域の実状に応じた地区公民館利用のルールづくりや施設の弾力的な運営を行います。
- ②全市の標準的な職員体制は館長1、主任1、主事1の3名体制とします。
- ③地域の希望により、嘱託職員1名に替え、地域雇用を可能とするパート職員の導入を行います。
- ④現在、職員が4名の地区公民館では、2年間の経過措置を講じます。

【全市の標準的な職員体制】

役職	人数
館長	1
主任	1
主事	1

【「まちづくり協議会(仮称)」
が設置された地域】

役職	人数
館長	1
主任	1
主事	2

4 今後の検討課題

地区公民館を生涯学習並びに地域コミュニティの拠点施設として活用する取り組みは、平成19年度以降、段階的に実施します。また、地域の実状や利用者の意向把握などに時間を要する次の事項については、今後の検討課題とし、幅広い議論を踏まえながら引き続き検討を進めます。

- (1) 「まちづくり協議会(仮称)」への支援措置
- (2) 「地域コミュニティ育成支援事業」の制度内容
- (3) 指定管理者制度の導入の検討
- (4) 館長の勤務時間や報酬の検討

(平成 29 年度協働のまちづくり推進本部第 1 回本部会議 (8/7) 資料より)

今後の取り組みについて

～「協働のまちづくりガイドライン」と「地区公民館の活用の基本方針」のとりまとめに向けて～

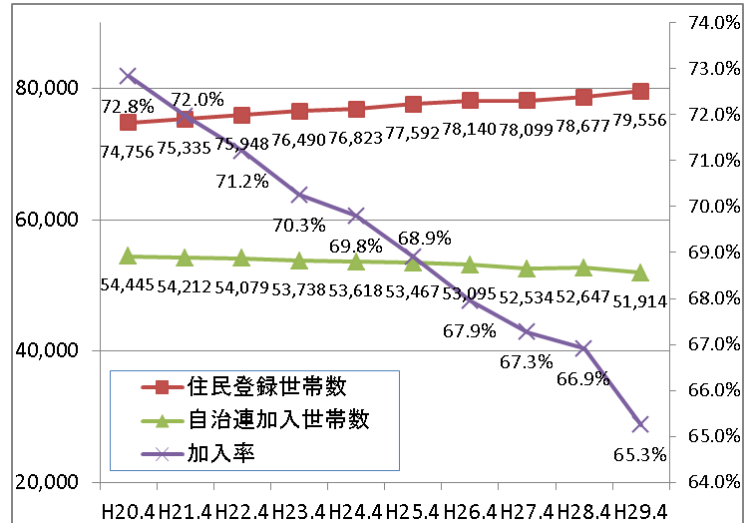
1 背景

めまぐるしく変化する社会情勢・生活環境に伴い発生する様々な地域課題に対応するため、市民と行政による参画と協働のまちづくりを進めています。

地域生活を持続し、そこに住む人たちが幸せに暮らしていくために、福祉・防災・経済・環境等何れをとっても、地域コミュニティの活躍がいつそう期待されます。

しかし、協働のパートナーである自治会をはじめとする地域コミュニティは、人口減少や住民の高齢化、また小規模家族世帯の増加や価値観の多様化により弱体化しつつあります。

様々な市民サービスを進める上で、地域コミュニティの強化が求められています。



2 地域コミュニティやその活動拠点となる地区公民館の課題

それぞれ状況は異なりますが、多くの地域が次のような課題を抱えています。

【自治会】

- 世帯規模が縮小している現在では、従来の町内会組織への参画は困難
- 町内会組織へ加入しない世帯の増加
- 役員のみ手不足
- 地区自治会に入らない組織と町内会の存在
- 地区自治会とまちづくり協議会、地区公民館事業の活動の重複
- 要請・依頼事項の常態化による行政の下請け化
- 地区公民館、総合支所が自治会事務局事務を行っている実態も見受けられる など

【まちづくり協議会】

- 慢性的な資金不足
- 地区公民館への過度な依存
- 活動のマンネリ化
- リーダーや活動者等の不足 など

【地区公民館】

- 社会教育の推進という公民館の業務が不十分
- 地域に密着するあまり、職員が地域団体等の仕事を請け負っている現状
- 館長が短時間勤務であるため、職場管理・職員管理が困難
- 勤務形態等から、人員確保が困難な状況が常態化
- 公務員として定められた業務と実態とのジレンマ など

3 「協働のまちづくりガイドライン」と「地区公民館の活用の基本方針」とは

「協働のまちづくりガイドライン」と「地区公民館の活用の基本方針」は、これらの課題を市と地域と一緒に解決するための方向性を示すものです。

そのためには、自治会、まちづくり協議会、地区公民館それぞれの役割や機能を整理することが重要です。

4 検討の進め方

これまでの意見交換などでいただいた意見や市議会一般質問での論議を踏まえ、次のステップ（段階）を経て、検討を進めることとします（詳細は参考資料 3-1 参照）。

■STEP 1 意見交換

地域特性や課題の把握、あるべき姿などについて地域と意見交換を行います。その中で考え方をすり合わせ、新たな取り組みの可能性などについても話し合います。

■STEP 2 モデル的な取り組みと検証

意見交換の結果や他都市の事例などを踏まえ、希望される地域でモデル的な取り組みを行います。モデル的な取り組みは、随時検証を行い、あり方の検討に生かします。

■STEP 3 運用と改善

意見交換やモデル的な取り組みを経て、「協働のまちづくりガイドライン」と「地区公民館の活用の基本方針」を策定します。策定後も継続して意見交換や取り組みの検証を行い、時代に即したものとなるよう随時見直します。

参考：平成29年6月市議会定例会 一般質問（6月20日） 市長答弁（抜粋）

※質問内容を含めた抜粋は参考資料 3-2 参照

■まちづくり協議会の課題吸上げ機能や地区公民館の拠点機能

自治連合会の加入率の減少など地域コミュニティの繋がりが希薄化をしていく中で、地域の各種団体や活動をつなぐ架け橋となっただきます、まちづくり協議会は、地域運営の主体としての活躍がますます期待され、その活動拠点となります地区公民館に求められる機能も大きくなっていくものと考えています。

■協働のまちづくりガイドラインや地区公民館の活用の基本方針の考え方、今後の見通し

協働のまちづくりガイドラインと地区公民館の活用の基本方針は、これからの地域づくりを進めていくための指針として、一体的に考えていかなければならないと思っています。策定に向けて、昨年度は、各種委員会や審議会での検討のほか、自治連合会地区会長会や地区公民館長会、特にまちづくり協議会では先進地視察や研修会を行われるなど、さまざまな機会を通じて、現状や課題、あるべき姿について意見交換を行ってきたところです。

そうした中で、策定期限を設けて、画一的に進めていくということではなく、地域の特性や課題をしっかりと把握し、それらに対して市民の皆さまと行政がそれぞれの思いや考えを十分にすり合わせ、同じ視点に立って、共に歩む姿勢を持つことが重要であると、改めて認識をしたところです。

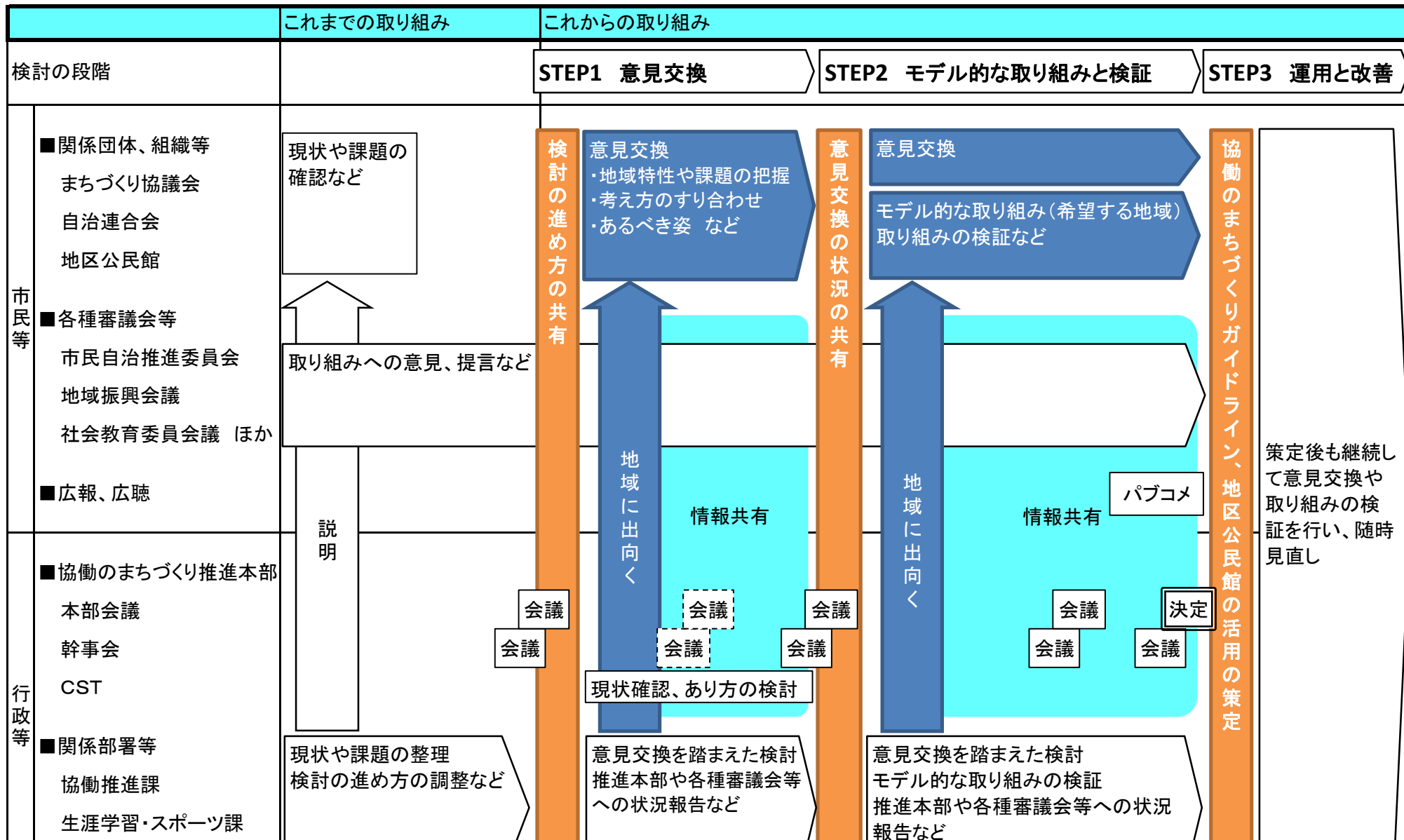
今後も、地域に出向いていくなど、お互い理解を深め合いながら、このガイドラインと基本方針をまとめあげていきたいと考えています。

■新たな取り組みを進めていくに当たっての考え方

モデル的に地域を募っていくなど、また他都市の事例なども参考にしながら、検証を行い、その中で、本市の実情に即した、地域活動の支援や地域主体の地区公民館運営のあり方、また、それらにどのように取り組んでいくことが望ましいのかといったことを地域の皆さんと共に考えていきたいと思っております。

「協働のまちづくりガイドライン」、「地区公民館の活用の基本方針」 検討の進め方イメージ(案)

検討に当たっては、次のステップ(段階)を経ることとします(策定期限は設けません)。STEP2のモデル的な取り組みと検証は、状況に応じ、複数次に分けて行います。



各支所地域振興課 ほか

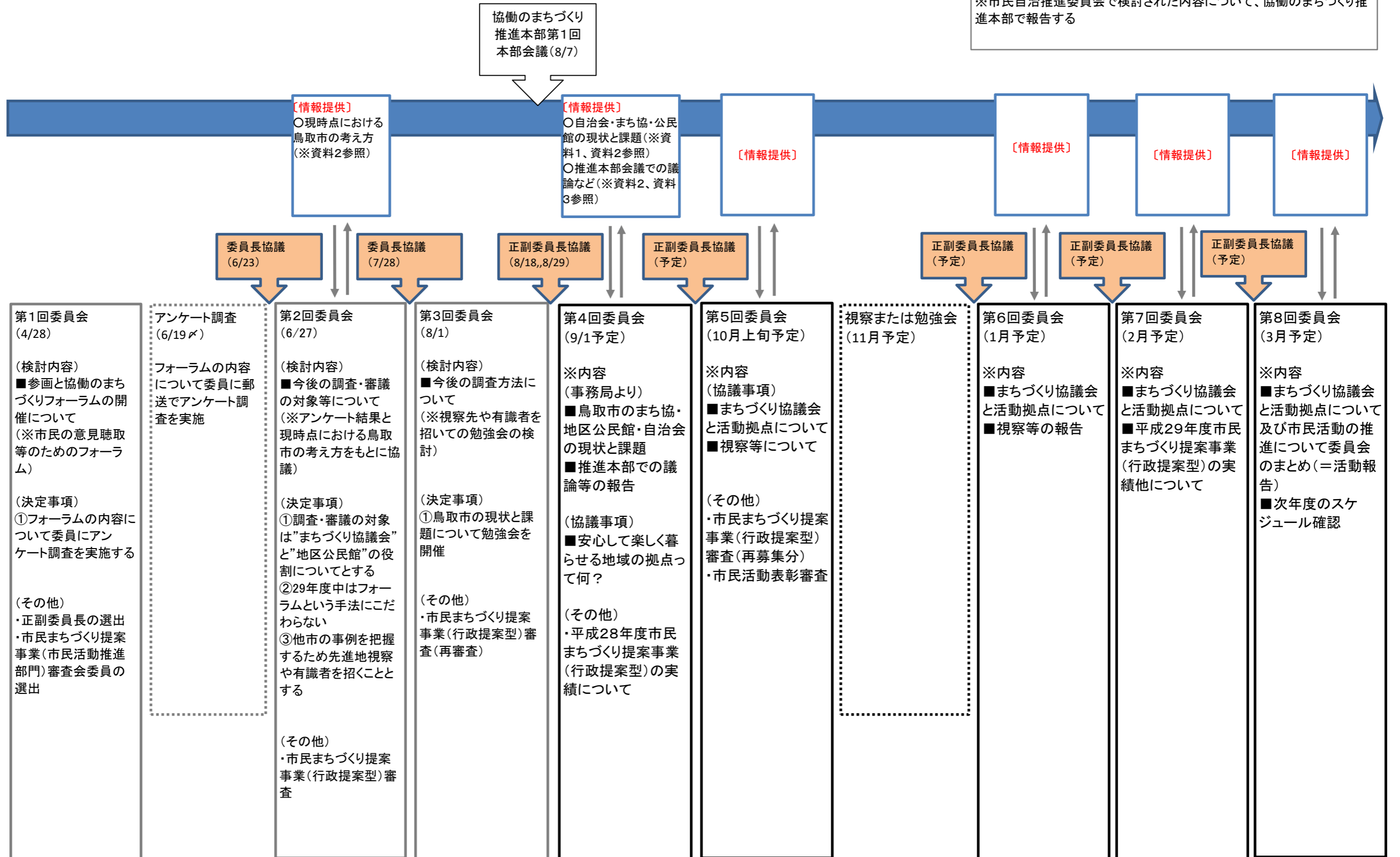


市民自治推進委員会 検討の流れ(平成29年9月1日現在)

※協働のまちづくり推進本部等で検討された内容等について、随時、市民自治推進委員会へ情報提供する
※市民自治推進委員会で検討された内容について、協働のまちづくり推進本部で報告する

鳥取市の動き

市民自治推進委員会の動き



平成28年度 鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門(行政提案型事業)】実績一覧

No	団体名	事業概要	効果	事業の様子	市助成金(円)	評価(行政)
	事業名				事業費(円)	
1	構谿グランドアパート保存会	<p>■目的と効果 市指定文化財となった構谿グランドアパートを活用し、建造物の価値を広く情報発信する。 それにより、地域の活性化や文化財保護意識の醸成を図る。</p> <p>■内容 ※案内パンフレットの作成 ※特別公開事業の実施(平成28年10月頃・市民、200名程度・現地) ※活用事業の実施(通年・事業者・撮影会場、展示会場等としての貸出)</p> <p>■参加者数 一般来館者数 973名 スタッフ参加数 保存会会員のべ150名(会員20名)ノ受付アルバイトのべ7名</p>	<p>■協働による効果 指定文化財の活用については、所有者を中心に市が支援する形が一般的だが、個人所有の文化財の場合、所有者個人の負担が大きく、効果的な実施が困難な場合が多い。また、市域には約300件の指定文化財が存在しており、市が個別に活用事業を実施することも現実的ではない。しかし、特に文化財建造物については、まちづくりに与える影響が大きく、維持管理の負担も大きいため、適切な保護のためには適切な活用が不可欠であるが、本市においては前例がなく、参考になる事業もなかった。 本事業に実施により、文化財建造物の活用のモデルケースを確立し、この事業を通じて活用事業のリーダーとなる人材の育成と、市民の主体的な取り組みの方向性のある程度把握することができた。</p> <p>■課題に対する成果 約1,000人の市民が建造物を見学し、市の貴重な文化財としての価値を発信することができた。建造物の保全について、市民の理解を深めるとともに、お茶会、上映会、講座等の活動により、活用の可能性について検討することができた。</p>	   	257,716	<p>担当課:教育委員会文化財課</p> <p>本事業は市指定文化財となった構谿グランドアパートを活用し、建造物の価値を広く情報発信すること、それにより、地域の活性化や文化財保護意識の醸成を図ることを目的としている。 保存会のボランティア活動を母体に公開活用、イベント実施などを行った結果、約1,000人の市民が建造物を見学し、市の貴重な文化財としての価値を発信することができた。建造物の保全について、市民の理解を深めるとともに、お茶会、上映会、講座等の活動により、活用の可能性について検討することができた。 成果を出しつつ、市民の手で文化財を活用していくための行政課題や地域・市民課題等について検証・把握をすすめることができた。</p>
	市指定文化財 構谿グランドアパート 公開活用事業				264,196	
2	佐治町観光振興検討会	<p>■目的と効果 佐治町の交流人口を増加させ、地域を活性化させるため、佐治町の観光振興を推進する組織を設立する。 町内の観光に関連する各種団体等と連携協調し、観光振興を通じて地域の活性化や賑わいの復活に取り組む。観光事業の振興及び観光資源の開発を図り、産業の発展向上に寄与する。</p> <p>■内容 H28.7.~(7回開催) 観光振興検討会 H28.10.16~11.18 観光振興等に係る実態調査(関係団体49、住民世帯750) H28.11.17 観光振興に係る先進事例視察調査(京都府京丹波町(参加者13人)) H29.3.4 観光振興に係る調査研究(講演会) 演題「若桜鉄道の挑戦」 若桜鉄道(株)社長 山田 和昭 氏 参加者41名</p>	<p>■協働による効果 市と協働で取り組み、財政的な支援が得られたことにより、佐治町内の観光に関連する各種団体の意見や考え方等有意義な会議となった。 行政任せではなく地元住民の中に「自分たちで作出す」という主体性が高まった。</p> <p>■課題に対する成果 実態調査を実施したことにより、地域の観光に対する認識、思いが明らかとなった。また、今後の検討材料となった。</p>	  	400,000	<p>担当課:佐治町総合支所産業建設課</p> <p>本事業は、市民主体で佐治町の観光振興のための調査検討事業として、実態調査、先進地視察、講演会等行政と一体となって実施した。行政任せでなく地元住民で『何とかしたいといけない』という主体性が高まると同時に、地域の観光に対する認識、思いが明らかとなり、今後の検討材料となった。また、各種団体等の意見や提案で課題は明らかになったが、新たな組織の構築、運営体制の確立等具体的な結論を見いだせなかった。しかし、目指す方向性、展望を導くことができたので、引き続き、観光振興を図るための検討会議を推し進める確認ができた。</p>
	佐治町の観光振興のための調査検討事業				416,001	
					657,716	

平成28年度 鳥取市市民まちづくり提案事業【市民活動促進部門】実績一覧

No	区分	団体名	事業概要	成果・今後の活動の展望	事業費(円)
		事業名			交付確定額(円)
1	公益的	円護寺ホテルをまもる会	地域住民をはじめ訪れる方が親しみ夢を膨らませるホテルの生息地保全・啓発、安らげる地域への再生を図る。幼虫の顔の放流会、啓蒙看板の設置、鑑賞会、七夕祭り、ホテルにまつわる俳句作品の考案、作品発表、学習発表会の開催等。	地元の小学生と一緒にホテルの生息地調査・環境保全啓発学習をすることによって生命の大切さを感じ、自然と共生していることや生命の尊さを認識することが出来た。環境保全の重要性を一層周知するため、指導者の増強を図る研修会などを開催し組織の充実を図る。「地域伝統・環境保全・文化保護・歴史を伝える」ことを重要課題として取り組んでいきたい。	99,280
		円護寺川ほとるの舞う環境保全再生事業			79,000
2	公益的	鳥取県東部手話サークル連絡協議会	多種多様な手話表現を通じて、聴覚障がい者理解の促進と手話普及を目的とし、広く市民へ呼びかける。障がいに関係なく、集い楽しめる場を作る。	事業中止	0
		手話でつながる公演会(手話落語)			0
3	公益的	絵本の読み聞かせ ぞうさんの会	地域全体の子育て親育てを応援するために、「おはなしおばさん」として50年以上に渡り昔ばなし・わらべうた・遊びを伝え続けている藤田浩子さんを招き、おはなし会等を通して多くの人が子育てに関心を持ち、安心して楽しい子育てが出来る地域づくりを目指す。	今までの活動の手ごたえ、これからの活動への力を確信でき、ボランティア活動の喜びを共感できた。目と目を合わせ肉声で歌い語られるわらべうた等の伝承文化は、子どものコミュニケーション能力を高めることを確信した。人と人のふれあいを大事にし、安心して楽しい子育てが出来ると目指したい。そして今後も研修会を開催し、地域で伝承普及できる人材を育成していきたい。	249,767
		地域で子育て親育て おはなしおばさん 藤田浩子さん のおはなし会			192,000
4	公益的	鳥取更生保護女性会	近年、鳥取でも薬物乱用者が摘発されることも少なくない中、薬物乱用の問題を多くの方に関心を持っていただくため、子どもから大人まで幅広い年代を対象にした紙芝居・DVDを作成し、普及啓発を図る。	紙芝居・DVDの実演によって、薬物の怖さに対して関心度も深まっているように思われる。他人事から自分事・身近な事へと今後も啓発していきたい。公民館、小・中学校、幼・保育園のPTA活動に紙芝居・DVDを活用し広く薬物乱用防止啓発を図ってきたい。また、DVDは予算の範囲内で多く作成できたため、関係機関に寄贈し、啓発を図りたい。	170,171
		薬物乱用防止啓発事業			136,000
5	公益的	電子紙芝居で語る 民話の会	鳥取に伝わる民話や昔の出来事を後世に伝えるため、福祉施設や公民館・小学校等で電子紙芝居の上映会を行っている。さらなる活動活性化のため、専門家の協力を得て、より質の高いリアルな作品を作成し、多くの方に伝え、楽しんでいただく。	地元の小学校で地域に伝わる民話を上映した所、児童から「地域に伝わる話をもっと知りたい」「自分たちの地域に誇りが持てた」等の感想が聞かれた。紙芝居を観てもらうことで、故郷を誇りに思い、愛する心を持った子どもがたくさん育ってほしい。今後も新しい紙芝居の作成に努力すると共に、たくさんの人たちに鳥取の民話を楽しんでもらうように頑張りたい。	262,968
		～鳥取の民話を後世に伝えたい ～電子紙芝居の制作事業			200,000
6	公益的	特定非営利法人 とうごう未来応援隊	高齢過疎化が進行する東郷地区。まちづくりの起爆剤となる第1回東郷田植え祭りを盛大に開催し、多くの方に東郷地区に足を運んでいただき、魅力あふれる東郷地区を作り上げていく。	地区外から約100名の方にお越しいただき、自然体験事業として東郷地区の良さを感じていただくことができた。また地区内からも約100名の有志メンバーを始め、各種団体の協力をいただき盛大に開催することができた。メディアでも大きく取り上げていただいたことで、東郷地区、中山間地域の活性化材料として広く広報できた。継続開催の声も上がり、今後も地区の新たな事業として、開催していく。	135,612
		泥田を疾走せよ！ 第1回東郷田植え祭り！			100,000
7	公益的	鳥取式屋台楽宴 実行委員会	さまざまな世代、地域の市民、学生、アーティストが用瀬に集まり、各自が考える「魅力的な何かを实体化した手作り創作屋台を披露し、訪れた市民との交流、そして用瀬に潜在する魅力の再発見につながるような「屋台イベント」を開催する。	日常風景とは違う風景を見ることで出展者・参加者とも、まちが持っていたさまざまな可能性を感じ、地域の魅力を再発見することができた。その場限りではない次回に向けた志のある関係性が生まれた。今後も引き続き鳥取市の魅力的な場所で、創作屋台や野点を展開していきたいと考えている。	339,189
		トトリ式屋台楽宴プロジェクト 2016秋の用瀬めぐり きむらとしろうじんじん「野点」 2016in用瀬+いろいろ屋台の宴			90,000
助成金合計額					797,000